

廿日市市老朽危険空き家除却支援事業について

老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進するために、市内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の安心・安全な暮らしを守り、地域の住環境の向上を図ります。

本事業は、事前調査を行い、老朽危険空き家の判定を受けた空き家に対しての補助となります。

判定基準を満たさない空き家については、補助を受けることができません。

事前調査を希望する方は、事前調査申請書に必要な書類を添付し、提出してください。

1. 補助対象建物

市内にあり、次のすべてに該当する建物

- (1) 住宅地区改良法の規定による不良住宅
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等
(倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態)であって、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもの
※同法に基づく勧告を受けたものは対象外
- (3) 個人が所有しており、今後も居住の用に供される見込みのないもの
- (4) 戸建て住宅、長屋、併用住宅(居住部分の占める割合が1/2以上)
- (5) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 広島圏都市計画区域の市街化区域を除く区域にあるもの
 - イ 広島圏都市計画区域内の市街化区域であって、跡地の活用が困難な立地状況にあるもの

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 対象建物の所有者
- (2) 対象建物の所有者が死亡している場合は、相続人
- (3) 対象建物がある土地の所有者又はその相続人で、建物の所有者又は相続人から同意を得た人

※所有者とは、登記事項証明書に所有者として記載されている方。未登記の場合は、固定資産(補充)課税台帳に所有者として記載されている方。

3. 補助の金額

補助対象経費額の 1 / 3 上限 30 万円

※補助対象経費とは、対象空き家全部の除却工事にかかる費用の 4 / 5 の額と、家財道具等の処分にかかる費用を合計した額（消費税を除く。）

4. 補助対象工事

対象となる工事は、対象空き家全部の除却工事（機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）を除く）と、空き家の除却とあわせて行う家財道具等の処分で、次のすべてに該当する工事

- （１）除却工事については、必要な許可または登録を受けた者で、市内に本店、支店等の事業所を有する建設者又は解体工事業者（個人を含む。）に請け負わせるもの
- （２）家財道具等の処分については、一般廃棄物収集運搬許可を取得している者に行わせるもの
- （３）補助金交付の決定前に、契約を締結していないもの
- （４）他の補助金を受けていないもの
- （５）公共事業による移転、建替え等の等の補償の対象となっていないもの
- （６）暴力団関係者が関与しないもの

5. その他

- （１）この制度の事前申請を行い、老朽危険空き家と判定された後に、建築物の除却を実施しない場合、空き家特措法第 12 条第 1 項に規定する指導・助言を行う場合があります。
- （２）空き家を除却した後の土地について、地方税法の住宅用地特例の適用がなくなる場合があります。詳しくは課税課土地係（30-9115）まで。
- （３）建物を除却する場合、建築基準法に基づく建築物除却届、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出などが必要となる場合があります。詳しくは工事を依頼する施工会社などにご相談いただくか、建築指導課 建築指導係（30-9191）まで。
- （４）登記された建物を除却する場合の滅失登記の手続きなどについては、土地家屋調査士または管轄する法務局にご相談ください。

【問合せ先】 廿日市市 建設部 住宅政策課 住宅企画係

広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL : 0829-30-9187
